公園案内看板新設更新業務委託仕様書

１　委託名

公園案内看板新設更新業務　公－５６９号

２　目　的

都市公園の利便性の向上及び来園者への情報提供を目的とし、既存看板の更新又は新設設置を行う。

３　業務概要

本仕様書、別紙１「公園調書」、別紙２「設置数量及び案内看板仕様」、別紙３「案内看板設置パターン①～⑧」に基づき、案内看板の作成、設置及び関連する事務手続き等を一括して行う。

４　業務履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

５　設置場所

別紙１「公園調書」で指定する公園及び設置のとおり。ただし、委託先が事前に設置場所を確認し、必要に応じて、除草及び試掘等を行うこと。

また、別紙１「公園調書」で示す位置ではない場所に設置することになる場合、事前に委託元と協議を行い、承認を受けること。

６　業務内容

⑴　現地調査

設置場所の確認、地下埋設物、既存看板の撤去状況、周辺環境（交通障害、騒音等）を調査し、状況報告等の打ち合わせを行うこと。

⑵　案内看板及び案内看板略図の作成

委託元の指示により、別紙２「設置数量及び案内看板仕様」及び別紙３「案内看板設置パターン①～⑧」に基づき案内看板を作成すること。公園位置図等の略図については、公園調書を参考にし、委託先で作成の上、事前に委託元の承認を受けること。

⑶　案内看板等の規格

屋外での耐候性（長期屋外用シート及びＵＶカットラミネート加工を施し、屋外

耐候性５年以上を有すること)、耐久性、安全性を有する材料（アルミ複合板、高耐久シート貼り等）を使用し、Ａ０サイズ（縦841ｍｍ×横1189ｍｍ）で作成すること。

なお、既存枠同等品枠の規格は、事前に委託先で調査し、事前に委託元の承認を受けること。

⑷　設置方法等

ア　案内看板は、１箇所あたり両面施工で設置すること。なお、フェンスに添架する場合は、フェンスを案内看板で挟み込んでボルトナット止め施工すること。

イ　基礎工事を含め、安全に十分配慮して施工すること。

ウ　作業に伴う車両の交通障害、騒音、振動を最小限に抑える工夫を行うこと。

エ　設置時期については、公園ごとに違うため、事前に委託元と協議し、決定すること。

オ　各看板の設置に際しては、施工状況の前後写真を撮影し、報告書に添付すること。

⑸　既存看板の撤去及び処分

既存の公園看板については、本業務委託で再利用しないものについては、撤去及び処分し、跡地を平坦に整地すること。尚、処分については、関係法令に基づき適正に処分すること。

⑹　打合せ

現地調査結果、案内看板設置場所確認結果、案内看板デザイン（案）作成、案内看板枠規格検討結果、設置時期に関する打合せを、全体で１回以上行うこと。

また、必要に応じて、双方どちらか一方から打合せの依頼があれば、速やかに日程調整し、打合せを行うこと。

なお、必ずしも対面とは限らず、委託元の判断により、メール等でのやりとりを可能とする。

７　安全管理と損害賠償

⑴　委託先は、本業務の履行にあたり公衆の安全に万全の注意を払い、事故防止に努めること。作業に伴う近隣住民や公園利用者からの苦情等が発生した場合は、速やかに委託元に報告するとともに、委託先の責任において誠実に対応すること。

⑵　本業務の履行に際して、委託先の責に帰すべき事由により第三者に危害を与えたとき、又は委託元の施設、設備、地下埋設物等を破損させたときは、委託先の責任と費用において速やかに原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

８　成果品の著作権の帰属

本業務において委託先が作成した成果品（デザインデータ、配置図等）に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む）は、成果品の納入をもって委託先に移転し、帰属するものとする。

９　契約不適合責任

業務完了後１年間において、委託先の責に帰すべき事由による契約不適合（施工不良、著しい色褪せ、シートの剥がれ等）が発見された場合、委託先は自己の費用において速やかに補修、交換その他必要な対応をしなければならない。

１０　再委託の制限

委託先は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。ただし、書面により委託元の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

１１　成果品の納入及び検査

業務完了後、以下のものを紙媒体及びＣＤ－Ｒ等の媒体に保存して提出し、委託元の検査を受けること。検査に合格したことをもって業務完了とする。

⑴　業務完了報告書（設置前、設置後、遠景の写真を含む。）
⑵　各公園に設置した案内看板の平面配置図
⑶　各公園に設置した案内看板デザイン及び電子データ

１２　その他

その他本仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、双方が誠意をもって協議の上、決定する。